

第4期 伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画

伊予市しあわせの まちづくり計画

(2023年度~2027年度)

— 概要版 —



令和5年3月
伊予市
伊予市社会福祉協議会

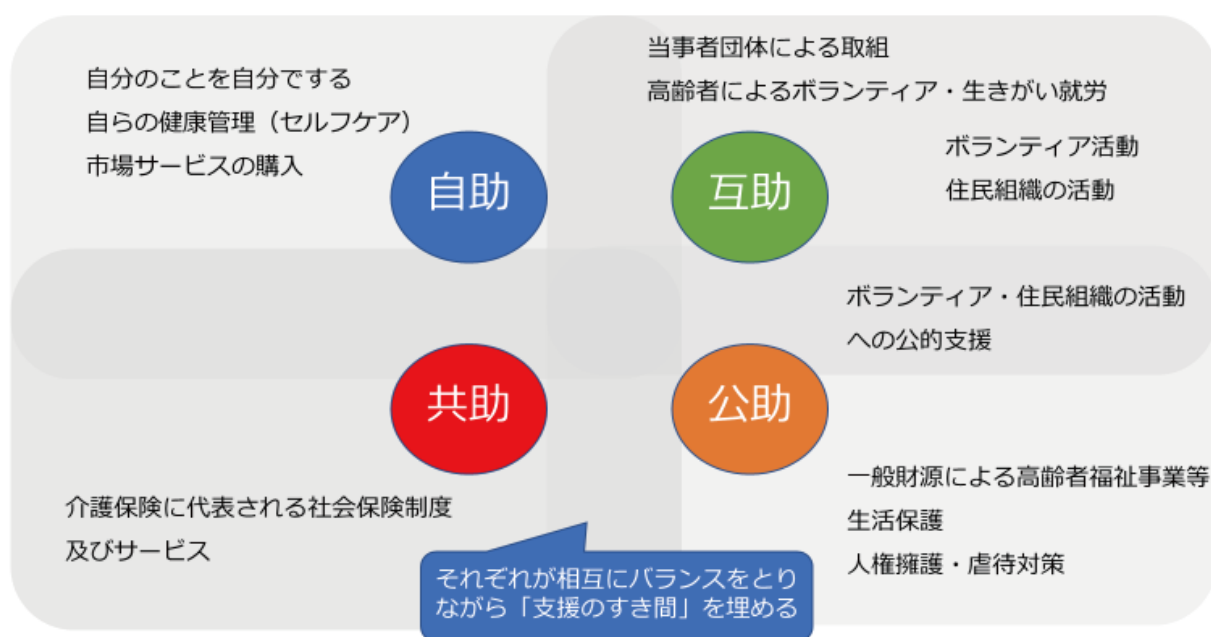
「しあわせのまちづくり計画」の概要

計画策定の趣旨

「地域福祉」とは、地域に住む全ての人が、住み慣れた地域の中で、自分らしく生き生きと暮らせるために、共に支え合うことといわれています。

地域の中には、日常生活を送る上でさまざまな課題があります。その課題に地域の皆さんが目を向けて、解決方法を一緒になって考え、支え合う仕組みが必要になっています。個人や家族が解決する「自助」、近隣の助け合いや支え合いで解決する「互助」、被保険者相互の負担による介護保険に代表される社会保険制度等によって支え合う「共助」、行政等が公的支援で解決する「公助」の4つの「助」が地域の実情に合わせ、相互に連携し、バランスを取り合いながら互いの関わりによって支え合い、より良い解決策を見出していくことになります。

「自助」「互助」「共助」「公助」による地域推進のイメージ



計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会の定める「地域福祉活動計画」とを一体的に策定するものです。

本市の地域福祉計画は、上位計画である「伊予市総合計画」の理念と内容を踏まえ、地域住民の参加・協力を得て、地域福祉を推進するための総合的かつ計画的な施策について策定するものです。

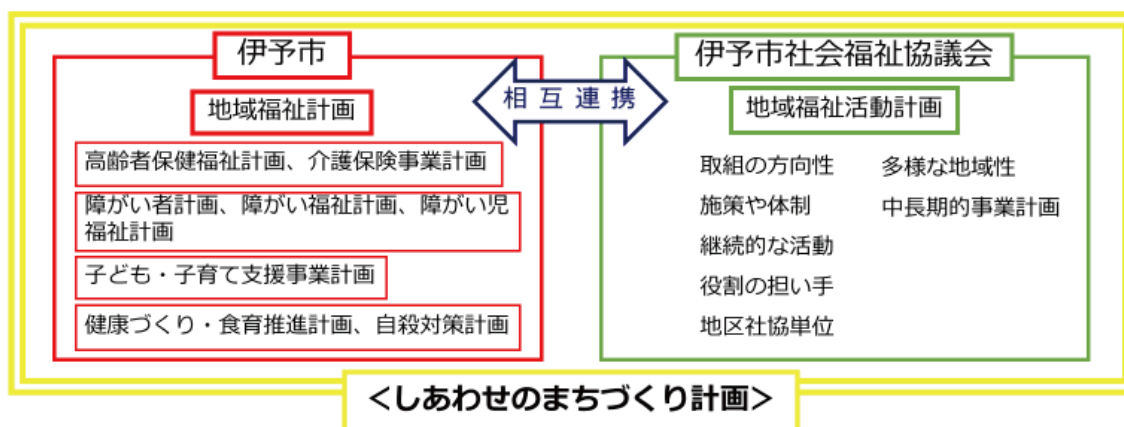
伊予市総合計画

<基本的な考え方>

まち・ひと とともに育ち輝く伊予市

未来戦略 1 3万人が住み続けたい環境をつくります

基本目標 2 健康福祉都市の創造



伊予市地域福祉計画

基本理念

「一人ひとりの住民が、その人らしく、安心して
生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」

全ての人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい自立した生活が送れるよう支援することが重要と考えています。そのためには、全ての人が、身近な地域社会の一員として日常生活を安心して営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、支援を必要とする人を地域全体で支え合う仕組みを実現していくことが必要です。

伊予市総合計画では、「まち・ひと とともに育ち輝く伊予市」を将来像として掲げています。

多様な地域の共生を目指していくためにも、今まで以上に地域の皆さんと行政とがパートナーシップを持ち、協働していくことが大切になります。同時に、支え合い・助け合いの地域福祉をつくるためにも全ての住民にとって、大切に分かりやすい目標となるキーワードを理念として持つことが重要です。

今回、この計画では、伊予市の将来像をベースに、上記の基本理念を掲げて取り組んでいきます。

基本目標

支援を必要としている人の問題を地域の皆さん全体の問題として受け止め、地域社会全体で支え合い、助け合える仕組みを目指すため、伊予市では次のことを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標	施策	取組
基本目標 1 「地域福祉」を支える人づくり 	(1)「思いやり」を育てよう	地域福祉への理解
		人権意識の啓発
		男女共同参画の推進
	(2)人材の育成	地域を担う人材の育成
		ボランティア活動の充実
基本目標 2 地域でつながる仕組みづくり 	(1)地域コミュニティの形成	地域とのつながりのきっかけづくり
		地域交流活動の推進
		地域の見守り体制の充実
	(2)防災・防犯・交通安全体制の充実	防災を軸とした地域力の向上
		地域とともに取り組む防犯・交通安全
基本目標 3 誰もが暮らしやすい環境づくり 	(1)暮らしやすい生活環境の整備	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
		移動手段の確保
	(2)元気に暮らせる環境の整備	健康づくりの推進
		生涯学習の推進
	(3)生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援法による支援
基本目標 4 福祉サービスを推進する基盤づくり 	(1)相談支援体制の充実	身近な相談支援体制の充実
		関係機関との連携
	(2)情報提供の充実	制度周知体制の充実
		地域から行政へつなぐ仕組みづくり
		サービス未利用者への支援体制
	(3)福祉サービスの充実	各種福祉サービスの提供
		新たなニーズに対応したサービスの検討
		社会福祉協議会支援の強化
	(4)地域福祉ネットワークの構築	地域包括ケアシステムの構築
	(5)利用者の保護・権利擁護	苦情対応の仕組みづくり
		成年後見制度の普及・推進

取組のポイント

基本目標 1

「地域福祉」を支える人づくり

- (1) 地域福祉や人権意識を高める研修・講演会、小中学校への福祉教育の推進等。
第2次伊予市男女共同参画基本計画に基づいた男女共同参画の推進。
- (2) 民生児童委員や高齢者見守り員、各種相談員との連携・活動支援や地域活動団体や関係団体を対象にした研修等による指導者の発掘・育成。ボランティア活動の充実。

基本目標 2

地域でつながる仕組みづくり

- (1) 自治会・町内会への理解や関心等を促進する広報・啓発や地域のネットワークの橋渡し、地域福祉活動の相談支援や先駆的な事例などの情報提供等、さまざまな関係者・関係団体と連携した地域の見守り体制。
- (2) 自主防災組織への適切な支援による、地域で共に助け合う組織づくり。

基本目標 3

誰もが暮らしやすい環境づくり

- (1) コミュニティバスやデマンドタクシーの利用促進。障がい者（児）タクシー利用助成事業等による移動手段の確保。
- (2) 健（検）診の周知や健康づくり教室による健康づくりや住民ニーズに見合った生涯学習の推進。
- (3) 社会福祉協議会をはじめ関係者・関係団体と連携した情報収集や相談支援体制の整備。

基本目標 4

福祉サービスを推進する基盤づくり

- (1) 総合的な相談に応じ、関係機関との連絡調整など包括的な相談支援。
- (2) 広報紙、ホームページ、SNS 等を利用した情報発信。デジタル機器の知識・技術の習得ができるような支援や普及啓発。
- (3) 各計画に基づく適切なサービスの提供。
- (4) 地域ケア会議の開催、地域の支え合いの体制づくり支援、生活支援コーディネーターや協議体の活動。
- (5) 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの権利擁護制度についての周知、普及促進。

伊予市地域福祉活動計画

地域福祉とは？

私たちが住むまち伊予市も全国的な傾向と同様、少子高齢化、世帯の核家族化・単身化が進行し、地域における助け合い・支え合いの重要性が増しております。特に中山・双海地区の人口減少と高齢化が著しく、地域コミュニティの衰退による支え合い機能の低下等が課題となっています。住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、行政や社会福祉協議会、事業者やボランティア団体などのほか、地域住民自身も地域の中の人々が持つ様々な問題の解決に向けて一緒に取り組むことが「地域福祉」です。

社会福祉協議会（社協）ってどんな団体なの？

社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられており、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域福祉を推進する中核としての役割を担い、さまざまな活動を行なっている非営利の民間組織です。住民の皆さんから寄せられた会費や寄付金、共同募金の配分金、行政からの補助金などを主な財源としています。

計画の目的・期間

この計画は、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 か年を計画期間として策定しています。伊予市の地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を目的とした民間の活動・行動計画です。

誰がどのように進めていくの？

この計画は、地域に住む皆さんの協力なしに進めることはできません。住民・地域関係団体・ボランティア・社会福祉施設・企業・行政機関等が福祉課題について共に考え、共に活動を進めていくことで、「一人ひとりの住民が、その人らしく、安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」へつながっていきます。



基本理念

地域福祉活動計画の基本理念は、市の地域福祉計画と連携して策定し、伊予市における地域福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するという考えから、同一の基本理念を掲げます。

基本理念

「一人ひとりの住民が、その人らしく、
安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」

基本目標 1

もっと知ろう、知らせあおう
～「あいみん。」とともに
情報・課題の共有促進～
○情報提供の充実
○人材の育成

- 社協だよりなど各種広報の充実
- ホームページの管理・運営
- 社会福祉大会とボランティアフェスティバルの開催
- 福祉教育の推進

基本目標 2

仲間を増やし、支え合おう
～担い手の充実・「ばかりん」
の仲間を増やそう～
○地域福祉活動による
コミュニティづくり

- 各種ボランティア講座の開催
- ボランティア連絡協議会
- 共同募金事業
- 民生児童委員協議会運営事業
- 高齢者見守り員設置事業

基本目標 3

いつまでもここで暮らそう
～在宅福祉サービスの充実～
○地域における
福祉サービスの充実

- 在宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 障害者居宅介護事業
- 指定管理事業

基本目標 4

より良い支援を進めよう
～あなたの身近な相談所～
○地域における福祉サービス
の適切な利用促進

- 在宅介護支援センター
- 障害者相談支援事業
- 権利擁護事業の推進
- 総合相談・援助活動の実施
- 伊予市徘徊 SOS ネットワーク
- 家具転倒防止対策推進事業

基本目標 5

みんなで力を合わせよう
～支え合いの仕組み・新たな
サービスづくり～
○社会福祉事業の健全な発達

- 健康と生きがいづくりの推進
- 災害ボランティア活動支援体制
- 地区社協の活性化
- 組織体制の充実・強化
- 福祉財源の確保

計画の推進体制と進行管理

●計画の推進体制

伊予市が策定する「第4期伊予市地域福祉計画」と理念や仕組み、課題を共有するなど、連携・協働していきます。計画の推進にあたり、「地域福祉活動計画策定審議会」と「伊予市地域福祉計画策定審議会」と合同で実施し整合性を保ち、計画を推進していきます。

●計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、PDCAサイクルを導入して地域福祉活動計画策定審議会等において、事業の進捗状況に応じて「報告・評価」を図ることで、適宜、計画の変更や事業の見直しなど改善を図ります。

●進行管理のイメージ



第4期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画 概要版（令和5年3月発行）

伊予市福祉課

〒799-3193 伊予市米湊 820 番地

TEL：089-982-7330

FAX：089-983-3354

伊予市社会福祉協議会

〒799-3113 伊予市米湊 723 番地 1

TEL：089-983-6224

FAX：089-983-3253

※計画の詳細は伊予市ホームページに掲載します。

